年金だより

市民課国民年金係 ☎973-5498

第三号被保険者にかかる届出について

第三号被保険者とはなんですか?

本 第三号被保険者の保険料は、配偶者の給料からの天引きではなく、配偶なっています。したがって第三号被保険者の届出をしても、その配偶者の保険料の負担が増えるわけではありません。

ですか?
くなったときの届出はどこで行うのは、離婚等により第三号被保険者でな

★ 市町村の国民年金担当窓口で行い

- ·年金手帳
- 資格喪失証明書など)できる書類(健康保険・厚生年金等できる書類(健康保険・厚生年金等
- をご持参ください。認印(本人が署名する場合は不要)

★ 届出が必要です。ご主人が会社を 係の窓口に届出をしてください。「大きない」を、第二号被保険者となり、また、あなたも第三 をは保険者となり、また、あなたも第三 はられなくなったり、減額されたりする場合があります。忘れずに国民年金が受 はられなくなったり、減額されたります。届出が必要です。ご主人が会社を

厚生年金の分割について離婚したときの夫婦間の

できる制度があります。 おみによる 解婚等をした時に、厚生年金の保険

制度)の2種類があります。
についての厚生年金の分割」(三号分割
についての厚生年金の分割」(三号分割
についての厚生年金の分割」(三号分割

国民年金は分割されません。 ※分割される年金は厚生年金のみで、

① 合意分割制度

の加入記録を分割できる制度です。加入記録の多い人から少ない人へ、そ婚した場合、婚姻期間中の厚生年金の婚生年金の加入期間がある夫婦が離

分割の上限は、両者の婚姻期間中の

加入記録の合計額の半分までとされます。分割割合は両者で協議して決め、原則、離婚後2年以内に厚生労働大臣(年金事務所)に請求します。協議がまとまらないときは、一方の求めによって裁判所が分割割合を定めることがである。

② 三号分割制度

厚生年金の加入者(ここでは夫と仮定します)とその被扶養配偶者である大婦した場合、平成20年4月以後の妻を仮定します)とその被扶養配偶者であるで、夫の厚生年金の加入記録の二分ので、夫の厚生年金の加入記録のことができます。 (こちらも原則、離婚後2年以内に厚性の額を、妻に分割することができます。) とその被扶養配偶者である と (こちらも原則、離婚後2年以内に厚けるのが第三号被保険者であった期間についが第三号被保険者であった期間についが第三号被保険者であった期間がある。

なお、①の「合意分割制度」では、当事者の合意または裁判所の決定が必当事者の合意または裁判所の決定が必当事者の合意または裁判所の決定が必当事者の合意または裁判所の決定が必当事者の合意をはありません。

ます。
「第三号分割」も行われることになり三号分割」の対象期間もあれば、同時に三号分割」の対象期間もあれば、同時にまた、「合意分割」を請求した際に、「第

い。 詳細は、左記へお問い合わせくださ

☆933-3439